

給与支払報告に係る場合

給与支払報告書提出後に給与所得者が退職し、新年度の特別徴収ができなくなった場合については、『給与支払報告に係る給与所得者異動届出書』の提出が必要となります。
本人が直接納付することとなるため、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で③を選んでください。

付
受
印
7

市町村民税
道府県民税
森林環境税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

京丹後市長

令和8年3月10日提出

給与支払者
(特別徴収義務者)

所在地
〒627-8567
京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地

名称
京丹後株式会社

個人・法人番号
1234567890123

担当
課係
人事課 給与係
氏名
京丹後 二郎
電話番号
0772-69-0000
内線
9999

6年度
特別徴収
指定番号
宛名番号

7年度
特別徴収
指定番号
宛名番号

12345678
98765432

給与所得者

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
住所
1月1日現在
異動後

キョウタンゴ イチロウ
京丹後 一郎
元号3
1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成
45
年12月1日
012345678912
京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地
同上

新姓

(ア) 特別徴収税額
(イ) 徴収済税額
(ウ) 未徴収税額
(ア) - (イ)
(年税額)
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
月分
月分
月分
月分
円
円
円

異動年月日
令和8年2月28日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
番号を記入
2
1.転勤・転籍
2.退職
3.死亡
4.給食
5.長欠
6.支払少額
7.支払不定期
8.その他
8.その他の理由を記入

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入
3
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収 (本人が納付)

1月1日以降退職時までの給与支払額
円
控除社会保険料額
円

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)

所在地
〒
フリガナ
法人番号
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

特別徴収指定番号
氏名
新しい勤務先へは、
割額 円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の可否
番号を記入
1 必要 2 不要

税額が確定していないため、記載の必要はありません。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
(ウ)と同額)を
右欄に記入

円
左記の一括徴収した金額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄
6年度
7年度
月分以降の月割額は
月分以降の月割額は
1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
4.その他
1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
5.その他

入力者
点検
入力者
点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L